

2024（令和6）年1月15日

声 明

生活保護基準引下げ違憲処分取消等請求訴訟（いのちのとりで裁判）鹿児島地裁判決について

生活保護基準引下げ違憲鹿児島訴訟弁護団

本日、鹿児島地方裁判所（坂庭正将裁判長）は、鹿児島県内在住の生活保護利用者が、国及び居住する各自治体を被告として、2013年4月から3回に分けて行われた生活保護基準の見直しを理由とする保護変更処分（生活保護基準引下げ）の取消等を求めた裁判について、原告らの請求を認め、保護変更処分を違法であるとして取り消す判決を言い渡した。

本判決は、本件引下げの名目とされた①「ゆがみ調整」、②「デフレ調整」のうち、①「ゆがみ調整」については違法性を否定したものの、②「デフレ調整」について、厚生労働大臣が「生活扶助相当CPI」という独自の物価指数により生活保護利用世帯の生活実態と大きく乖離した下落率を導き出した計算方法や、物価計算の起算点を一時的に物価が高騰していた平成20年という時期に設定した点に統計等の数値や専門的知見との間の整合性を否定した。また、①「ゆがみ調整」と②「デフレ調整」を併せてしたことについても、その必要性等について検討を行ったものとは認められないとした。

本判決は、国家賠償は認めなかったものの、厚生労働大臣が生活保護基準部会の意見を聴くことなく特異な「デフレ調整」を行った点などで裁量の逸脱濫用があり違法であるとした。人権の「とりで」としての司法の職責を果たした判決として高く評価できる。

本判決は、2021年2月の大阪地裁での勝訴判決以降、地方裁判所の判断として13例目の勝訴判決である。2023年11月30日には、名古屋高裁が処分の違法性を認めてこれを取り消すとともに、全国で初めて国家賠償請求をも認容する画期的判決を言い渡すに至っており、本件引下げが違法な「統計不正」であるという司法判断の流れはもはや止めようがない。

31年ぶりという記録的な物価高の中、生活保護利用者の生活はますます苦しくなっている。2015年12月24日の提訴から8年以上が経過し、亡くなられた原告や、心身の不調から訴訟の継続をやむなく断念した原告もいる。原告には高齢者・傷病者が多く、一刻も早い解決が求められている。

私たちは、国及び各自治体に対し、本判決を重く受け止め、控訴せず、全ての生活保護利用者に対して真摯に謝罪し、全ての国民・市民の健康で文化的な生活を保障するため、本判決の趣旨を踏まえた適切な救済措置を直ちにとることを求める。

以上